

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年11月19日 09時10分ごろ
発生場所	北海道増毛町増毛港北方沖 増毛灯台から真方位344° 4.2海里付近 (概位 北緯43°55.3′ 東経141°30.2′)
事故の概要	漁船第八十八開龍丸 ^{かいりゅう} は、操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年11月19日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十八開龍丸、13トン HK2-23982（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船リ ース
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、増毛港北方沖に設置されたほたて養殖施設において、ほたて貝育成用の籠約1,000本を垂下した幹綱（合成繊維製、長さ約200m、直径約30mm）を右舷側船首尾に設置されたガイドローラに渡し掛け、‘浮き球を増設して浮力を調整し、同幹綱を適切な水深まで浮上させる作業’（以下「幹綱の調整作業」という。）を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、保護帽を着用せずに右舷船首部に設置されたキャプスタン（高さ約1.5m、以下「本件キャプスタン」という。）の船尾側に立ち、幹綱に取り付けたロープ（合成繊維製、長さ約40m、直径約24mm、以下「本件ロープ」という。）先端の浮き球（プラスチック製、直径約30cm、以下「本件浮き球」という。）を揚収し、同キャプスタン上部の横方向に回転するローラ（以下「本件ローラ」という。）に同ロープの先端から約1mの部分を反時計回りに3～4回巻き、同ローラを操作して同ロープの巻き上げを開始した。</p> <p>甲板員Aは、本件ローラの回転速度を調節するため、高さ70～80cmの位置にある操作レバーを操作しようとして少し屈んだところ、本件浮き球が上方に跳ね上がって左側頭部に当たって負傷した。（図1参照）</p>

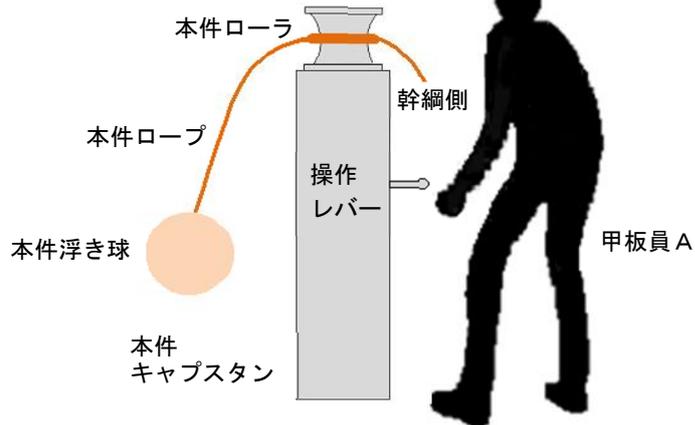


図1 本事故当時の状況（イメージ図）

本船は、幹綱の調整作業を中止して増毛港に戻り、甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、縫合の処置を受けた。

本件浮き球は、ふだん、本件ローラが約10回転するまで宙に浮いた状態で本件キャプスタンの周囲をゆっくり回った後、ロープが巻き取られるに従って甲板上に接地していたが、本事故当時、本件浮き球が甲板上に接地するまでロープが巻き取られていなかった。

甲板員Aは、本件ローラに弛んだ状態で巻かれていた本件ロープが養殖施設の自重で張ったので、本件浮き球が上方に跳ね上げられたのではないかと本事故後に思った。

分析

本船は、増毛港北方沖のほたて養殖施設において、幹綱の調整作業中、甲板員Aが、本件ロープの巻き上げを行っていたところ、本件浮き球が上方に跳ね上がったことから、同浮き球が左側頭部に当たって負傷したものと考えられる。

本件浮き球は、本件ローラに弛んだ状態で巻かれていた本件ロープが養殖施設の自重で緊張したことから、上方に跳ね上がった可能性があると考えられる。

原因

本事故は、本船が、増毛港北方沖のほたて養殖施設において、幹綱の調整作業中、甲板員Aが、本件ロープの巻き上げを行っていたところ、本件浮き球が上方に跳ね上がったため、同浮き球が左側頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・浮き球が付いたロープを巻き上げる際は、浮き球が上方に跳ね上がることがあるので、浮き球やロープが跳ね上がる等の不測の事態に備え、保護帽を着用することが望ましい。